二　当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三　当初申告書に係る還付金の額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3　法第三百二十六条第三項に規定する政令で定める市町村民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があったとき（法第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の法第三百二十六条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する市町村民税とする。

第四十八条の十七中「第四十八条の九の九から第四十八条の九の十一まで」を「第四十八条の九の十から第四十八条の九の十二まで」に、「、第四十八条の九の九」を「、第四十八条の九の十」に、「第四十八条の九の十中」を「第四十八条の九の十一中」に、「第四十八条の九の十一」を「第四十八条の九の十二」に、「第四十八条の九の九第三項」を「第四十八条の九の十第三項」に改める。

第四十八条の十八の見出し中「第三百二十八条の十一第六項」を「第三百二十八条の十一第七項」に改め、同条中「第三百二十八条の十一第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第三百二十八条の十一第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第三百二十八条の十一第六項」を「第三百二十八条の十一第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第四十八条の十九を次のように改める。

第四十八条の十九　法第三百二十八条の十二第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第三百二十八条の十二第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第三百二十八条の十一第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

（分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十一条の二の二中「独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「第二号、」を「第三号、第四号又は」に改め、「又は第八号」を削り、「当該」を「これらの」に改める。

第五十一条の十五の二第一項中「又は第十号」を「又は第三項から第五項まで」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　宿舎の用に供する固定資産

第五十一条の十五の三中「国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法第十一条第一項第一号から第四号まで」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法（第二号において「機構法」という。）第十二条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条第二号中「宿舎」の下に「（機構法第十二条第一項第五号に規定する水産に関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舎を除く。）」を加える。

第五十一条の十五の四中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改める。

第五十一条の十五の五中「第七号」を「第八号」に改める。

第五十一条の十五の九の次に次の一条を加える。

（法第三百四十八条第二項第四十四号の固定資産）

第五十一条の十五の十　法第三百四十八条第二項第四十四号に規定する政令で定める固定資産は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（以下この条において「機構法」という。）第十六条第二号から第七号までに規定する業務のうち次に掲げるものの用に供する固定資産（事務所又は宿舎の用に供するものを除く。）とする。

一　機構法第十六条第二号に規定する業務

二　機構法第十六条第三号に規定する業務（前号に規定する業務に係るものに限る。）

三　機構法第十六条第四号に規定する業務（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の施設及び設備を放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行う者の共用に供することに限る。）

四　機構法第十六条第五号に規定する業務（放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、並びにその資質の向上を図ることに限る。）

五　機構法第十六条第六号に規定する業務（放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、並びにその資質の向上を図ることに限る。）

六　機構法第十六条第七号に規定する業務

第五十一条の十七第一号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者又は同項第四号」を「一般送配電事業者又は同項第十一号」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に改める。

第五十二条の二の二第二項第二号中ロを削り、ハをロとし、ニを削り、ホをハとし、ヘを削り、トをニとし、チをホとする。

第五十二条の八中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改め、「ものは、」の下に「これらの業務の用に供する家屋及び償却資産のうち」を加え、「の家屋及び償却資産」を「のもの」に改める。

第五十二条の十を次のように改める。

第五十二条の十　削除

第五十二条の十の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十九項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改める。

第五十二条の十の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十項」を「第三百四十九条の三第十九項」に改める。

第五十二条の十の四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十一項」を「第三百四十九条の三第二十項」に改める。

第五十二条の十の五（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十二項」を「第三百四十九条の三第二十一項」に改める。

第五十二条の十の六（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十三項」を「第三百四十九条の三第二十二項」に改める。

第五十二条の十の七（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十四項」を「第三百四十九条の三第二十三項」に改める。

第五十二条の十の八を削る。

第五十二条の十の九（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十七項」を「第三百四十九条の三第二十五項」に改め、同条を第五十二条の十の八とする。

第五十二条の十の十（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十八項」を「第三百四十九条の三第二十六項」に改め、同条を第五十二条の十の九とする。

第五十二条の十の十一（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十三項」を「第三百四十九条の三第三十一項」に改め、同条を第五十二条の十の十とする。

第五十二条の十の十二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十四項」を「第三百四十九条の三第三十二項」に改め、同条を第五十二条の十の十一とする。